

令和3年度 高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所 認定事業所

事業所名	取組内容
事業所： 上下興業有限会社 所在地： 福岡町矢部 795 番地 12 代表者： 上下 勝規 全従業員： 22 人（女性 5 人） 業種： 建設業、医療・福祉	・毎月社内研修会を開催し、モチベーションアップ、キャリアアップを図る。朝礼、終礼による社員間のコミュニケーションの向上を図る。資格取得費用の助成を行う。（取組項目(2)） ・非常勤雇用から正規雇用へ移行できる雇用制度を整備する。（取組項目(3)） ・半日及び1時間単位からの有給休暇制度を設ける。全社員一斉の休暇取得日を設ける。年5日以上の有給休暇取得を促進する。（取組項目(6)） ・全社員の定時退社に向け、社員の業務を分別化し作業の効率化を図る。業務終了時の30分は翌日の作業の準備時間とし計画的な業務を促進する。（取組項目(7)） ・男女問わず取得できる育児・介護休業の取得を促進し、助成金の支給など支援を行う。休業を取得する際など、後任者への引継ぎをしっかりと行う。また、休業中の社員が職場復帰しやすいよう、職場の状況を連絡するよう取り組む。（取組項目(10)）
事業所： 株式会社宮下組 所在地： 守護町2丁目5番6号 代表者： 宮下 修 全従業員： 16 人（女性 1 人） 業種：建設業	・職務に関する資格の積極的な取得を推奨し、講習会等の情報を従業員に周知する。 ・資格取得費用は基本会社負担とする。また、試験に係る時間は、就業として扱う。 ・定例のミーティングにおいて、従業員それぞれの残有給日数を伝え、取得を促す。 ・所定休日に働く必要がある場合は、事前に休日と労働日を振り替える。 ・作業の効率化に向けて、作業方法の標準化や人員配置の見直し、定例のミーティング等によりスケジュールの調整、管理を実施する。 ・従業員が育児休業を取りやすいよう、産前産後・育児休業の制度や雇用保険及び社会保険給付について周知し、随時、相談に対応する体制を整える。 ・休業制度の利用に向けて、作業の標準化による円滑な引継ぎができる体制をとっている。
事業所： 株式会社高岡製作所 所在地： 四日市 123 番地 14 代表者： 奈部 潤弥 全従業員： 47 人（女性 7 人） 業種：製造業	・毎月定期的にリーダー研修、品質管理、生産性向上等の研修を行う。 ・家事と育児を両立するため従業員の希望によりそれぞれの出勤時間を調整している。 ・従業員の有給休暇の取得状況を管理し、本人に伝え取得を促している。 ・従業員の所定時間外労働の累計を本人に伝え、控えるよう促している。 ・介護等を理由にフルタイムでの勤務が難しい従業員は、パート勤務で再雇用する。 ・定年で退職した従業員の希望があれば積極的に再雇用する。